

「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂について

1. 改訂の趣旨

令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」が改訂されたことを受け、いじめの防止等に係る関係主体が、法や国の基本方針※、本ガイドライン等の趣旨・内容を十分に踏まえて、いじめを重大化させない取組みを進めるとともに、重大事態に対し迅速かつ適切に対処できるよう、これまで以上にいじめの防止等に係る基本的な方針について効果的な運用を図る必要があることから、品川区いじめ防止対策推進基本方針を改訂する。

（※）いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣）

2. 主な改訂内容

- （1）全体の構成について、「基本的な事項」「いじめへの取組」「重大事態への対処」「参考」の4つの体系に再構成（目次参照）
- （2）区におけるいじめの防止等に向けた共通事項（条例に定める基本理念、関係主体の責務・役割、いじめの根絶、いじめの禁止等など）について確認的に記載（第1章 p 3～5、8）
- （3）国の基本方針や学校・区教育委員会および区長部局の取組み等を踏まえ、いじめの構造、いじめを深刻化させる要因、いじめの防止等に係る基本的な考え方などを追記（第1章 p 6～7、9～11）
- （4）児童・生徒を取り巻く関係主体におけるいじめ事案への対応体制を示すとともに、関係主体におけるいじめの防止等に係る具体的な取組みの見直しと充実（第2章 p 12～26）
- （5）学校および教育委員会は、重大事態に至る前の段階で迅速かつ適切に対処できるよう、日頃より重大事態に対する理解を深め、相互に連携体制を構築しておくなど、平時からの備えを明記（第3章 p 27～32）
- （6）重大事態が発生した場合、あらかじめ保護者等との共通理解を図りながら重大事態調査を進めるため、調査の目的や調査の進め方等について記載（第3章 5 重大事態調査 p 32～34）
- （7）上記のほか、目次の追加、用語の定義、記載表現文言の統一など

3. 内容

別紙「品川区いじめ防止対策基本方針」のとおり

4. 改訂日

令和7年1月29日